

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [山本隆司]
	2~4	退職教員からのメッセージ [高原明生、平野温郎、中谷和弘、森田 修、松下淳一、大澤 裕]
	5	【広がる学生の学び】ルーヴェン・カトリック大学サマースクールへの学生派遣が始まりました [沖野真巳]
	6~7	オーストラリア国立大学 (ANU) との学生交流覚書締結 [沖野真巳] / 大学対抗交渉コンペティションにおける東大チームの活躍 [平野温郎] / 英国最高裁判所 Reed 長官講演会 [加毛 明] / 松岡正樹氏が東京大学櫻門賞受賞 [吉井初巳]
	8~9	【さまざまな研究プログラム】先端融合分野研究シンポジウム：法と脳科学の融合研究への挑戦 [成瀬 剛] / 研究会：行政のデジタル化の現況と法制面の課題 [穴戸常寿] / デジタル・アーキテクチャと法に係る共同調査研究 / 第9回ビジネスロー講演会、第67回比較法政シンポジウム [オルテガ マリア]
	10~11	【新刊紹介】『行政法の基礎理論—複眼的考察』[太田匡彦] / 『金融商品取引法』[飯田秀総] / 『ウクライナ動乱—ソ連解体から露ウ戦争まで』[松里公孝] / 『リーガル・ラディカリズム—法の限界を根源から問う』[松原健太郎]
	12	第22回ホームカミングデイ [小島慎司] / 法科大学院が創立20周年を迎えました / 卒業生委員会事務局からのお知らせ

## 研究科長・学部長からのご挨拶

2024年3月、法学部を366名の皆さんが卒業しました。内訳は、第1類（法学総合コース）163名、第2類（法律プロフェッション・コース）168名、第3類（政治コース）35名です。法科大学院進学プログラム修了者は121名、早期卒業者は13名（全員が同プログラム修了者）でした。昨年度に比べ、卒業生総数が減り、第2類卒業生、法科大学院進学プログラム修了者、早期卒業者は増えています。

大学院では、2024年2・3月に、研究者養成のための総合法政専攻の修士課程を17名、博士課程を10名が修了し、他に論文提出により2名が博士学位を取得しました。この2名は、7年前に当研究科に助教論文を提出した方です。法科大学院の修了者は168名であり、内訳は、法学既修者131名、法学未修者37名でした。従来、司法試験予備試験を経て法科大学院在学中に司法試験に合格し、法科大学院を退学する学生が増えています。2023年度から、予備試験を経ずに法科大学院在学中に司法試験を受験するルートができたこと（ニュースレター32号）の効果か、前年比で、退学者が約20名減り、修了者が約40名増えています。

2024年4月の法学部への進・入学者は362名、内訳は、第1類151名、第2類165名、第3類46名で、女性は105名でした。女性が3割近くになりました。大学院への進・入学者は、修士課程20名、博士課程22名、法科大学院197名（法学既修者139名、未修者58名）で、女性はそれぞれ、7名、9名、72名（47名、25名）でした。

教員については、2024年3月31日付で、高原明生教授（現代東アジアの政治）、平野温郎教授（アジアビジネス法）、中谷和弘教授（国際法）、森田修教授（民法）、松下淳一教授（民事訴訟法）、大澤裕教授（刑事訴訟法）が退職され、同年4月1日付で、福元健太郎教授（現代政治分析）、大西楠テア准教授（ドイツ法）、土岐将仁准教授（労働法）、李昊准教授（現代東アジアの政治）をお迎えしました。

法学政治学研究科長  
・法学部長  
**山本隆司**



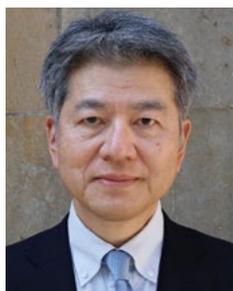
そして今年度、当法科大学院は創立20周年を迎えます。この機会に、修了生の皆さんと協働する関係をさらに深めて、法科大学院の教育を拡充し、学修環境を整備したいと思います。また、東京大学全体と同様、当法学部は2027年に創立150周年を迎えます。こうした節目の年を契機に、当研究科・当法学部は、開かれた教育研究の場を構築することに、さらに努めてまいります。ニュースレターの前号・今号の記事に接ぐ形で、若干の計画を挙げます。

国際交流として、法科大学院創立以来、毎年継続しているサマースクールに、今年度から、渥美坂井法律事務所の篤いご後援をいただけることになりました。海外から学生を招き英語で日本法の授業を展開するウインタースクールも、今年度の新設いたします。

社会的・学際的協働につきましては、「知と法・政治の形成」というテーマを主軸に推進します。現在、生成AI等の技術が急速に発展する一方、リアルの世界では資源を巡る争いが激化し、諸種のリスクが広範化しています。こうした状況に直面して、人々、社会全体における知の創出と活用を促進し、同時にその限界と不均衡に対処するように、法(学)・政治(学)を基礎から考え直し、形成していくことを、上記テーマは意味します。授業としては今年度に、「理系のための法学入門」、「政治分析方法論」等の全学部共通科目や、「公共法務入門」を新設します。

こうした取組みを、皆さまとともに進めていく所存ですので、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

# 退職教員からの メッセージ



## 高原明生

(たかはら・あきお)

2005年4月に着任し、本年3月末まで19年にわたり在籍しました。講義では現代中国の政治を担当し、演習では幅広く現代中国の政治、経済、社会、外交に関する本を読みました。また、公共政策大学院で現代中国の政治や外交についての英語の授業を行い、それを法学部および経済学部の学生にも演習として開いていました。毎回の課題図書の前習や授業中の英語での討論は結構ハードなのですが、毎年、法学部の勇敢な学生たちが2、3人はチャレンジしてくれました。

学部ゼミの学生たちと有志旅行で中国に何度も行ったのは良い思い出です。ある年には、平均年齢が70歳を軽く超えていた世田谷市民大学の学生たちと合同で広州に行きました。彼の地で中山大学や老人大学を訪れて交流したことを懐かしく思い出します。

また、京論壇という学生団体の顧問として、東大生と北京大生の交流のお手伝いできたのも幸いなことでした。東大側はOBOGネットワークもしっかりしていて、先日の同窓会にも40名を超える人が集まりました。これからも彼らは現役生の活動をサポートしてくれることでしょう。

他方、研究成果の乏しさには忤怩たる思いがありますが、研究休暇をいただいてハーバード大学、北京大学、オーストラリ

ア国立大学に赴き研究に専念できたことは大きな財産になりました。

これからは東京女子大学にお世話になりながら、約束した何冊かの本を書き、JICA 緒方貞子平和開発研究所のプロジェクトを続け、日本国際問題研究所でコメンタリーを書く日々を過ごす予定です。お世話になった研究科の教職員の皆様、そして卒業生、現役生の皆様、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご発展をお祈り申し上げます。



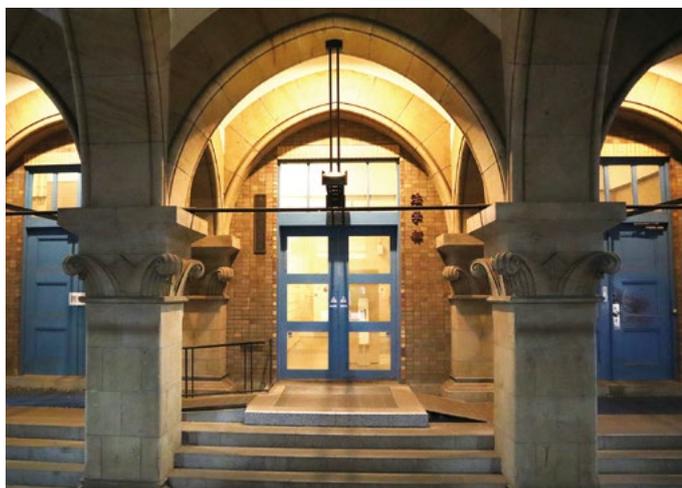
## 平野温郎

(ひらの・はるお)

2024年3月末をもって定年退職いたしました。思い返せばまさに青天の霹靂のごとく、実務の経験しかない私を温かく迎え入れていただいてから10年以上にわたって、これ以上は望むべくもない恵まれた場において念願の研究教育に携わらせていただきました。自分にとっては誠に人生の宝のような時間でした。

研究科ではアジアビジネス法や国際取引法などの授業・ゼミを担当し、幸運なことにアジア法教育プログラム予算を得て、オーストラリア国立大学、シンガポール国立大学などアジア各国の先生方をお招きして多彩な内容の科目やシンポジウムを展開することができました。また、北京大学との戦略的パートナーシップ事業を担当させていただき、やはり退任した胡健芳特任助教と二人三脚で同大学法学院との交流を深めたこと、法科大学院サマースクールを一貫して担当し、かつて自分が在籍した三井物産の人材開発センターで海外の先生方や内外学生の皆さんと交流できたこと、2019年に太田勝造先生から現代法過程論の演習を引き継いで大学対抗交渉コンペティションに出場し、総合優勝を含む好成績を挙げたことなど、見方によっては前職時代よりも多忙ながら、優秀な学生の皆さんとともに実に自由に、楽しく活動させていただきました。

自分はいまより浅学非才の身にて、同僚の先生方、事務の皆様のお陰でここまで来ることができました。お世話になった方々に改めて厚く御礼申し上げます。今は実務界に戻り、EY弁護士法人で日本企業の法務機能向上を支援する仕事をしております。皆様の一層のご活躍を祈念しますとともに、今後ともご厚情のほど何卒よろしくお願い申し上げます。





## 中谷和弘

(なかたに・かずひろ)

法学部の皆様には長年に亘ってご厚誼下さいましてまことにありがとうございますございました。

助手に採用して頂いてから41年、教授会メンバーに加えて頂いてから38年が経過し、知らぬ間に法研のシーラカンスになってしまったようです。永年勤続という事でバカラのグラスを頂きました。

昭和63年4月に初講義(国際法第2部)を25番教室で行ったのが一昨日のことに感じられますが、他方、助手論文の草稿を手書きで執筆した上であらためて清書をしたことは別の惑星のことにさえ思われます。

根津から坂を登って弥生門から構内に入り、ジョサイア・コンドルの銅像を横目で見ながら法研にたどり着くのが私の通勤ルートでしたが、今後はコンドル先生に挨拶できる回数も激減するかと思うと淋しい気がします。

法研図書室の利用はヘビーユーザーだったと思います。図書室の皆様には他機関からの図書やコピーの取り寄せも含めて特別にお世話になりました。本郷の他部局の図書室についてもほぼ制覇しました(各学部・研究所のいずれかの図書室を利用したことがあるといった程度の制覇ですが)。法研以外でのお気に入りには建築学科の図書室でした。

学部のゼミでは学生を六本木の外交史料館や日比谷のマスターサルーンに連れて行ったり、一時期は検見川セミナーハウスでの合宿で外交・国際法ロールプレイングゲームを行ったりしました(武力行使の場面は腕相撲で代替しました)。こういうイベントを行うと学生の満足度は高くなるようですね。

今後も図書の利用や学会の仕事や研究会への参加で法研を利用させて頂くと思いますので、気軽にお声がけ下されれば幸いです。皆様のご健勝を心よりお祈りいたします。



## 森田 修

(もりた・おさむ)

2024年3月末日を以て定年退職いたしました。法学政治学研究所には1997年10月に助教授として着任して27年近くお世話になり、深くお礼を申し上げます。

民法担当教員として、種々の講義準備は毎回大変でしたが、優れた学生の皆さんと学問的に向き合うことで、大変鍛えられました。とりわけ大教室での講義は、容赦のない荒海に小舟を操る非力な船頭の如く、緊張の連続でしたが、かけがえのない経験となりました。これに対して諸の演習は、入り江に静かに糸をたれるような幸せなひとときで、私の研究成果のほとんどはそこから生まれました。学生諸氏との出会いややりとりを想

起するとき、まるで宝石箱を開けるような気がいたします。

また同僚諸氏には、様々な機会に、極めて深く鋭い学問的な刺激を賜りました。民法のみならず、倒産法や労働法といった他分野の先生方にさえ不躰なお願いをし、しばしば講義・演習に闖入するなど、やりたい放題でしたが、皆様のご海容を頂き、感謝の言葉も見つかりません。

私の乏しい能力は、ささやかな自分の学問を僅かばかり前に進めることに費消され、法学政治学研究所の東大内外での発展には何の貢献も果たしませんでした。自分としては、役に立たなかった代わりに、邪魔にもならなかったと思いたいところですが、おそらくは、諸方面にご迷惑をおかけしながらお目こぼしに与っていたにちがひありません。どうかお許しください。

大学をめぐる情勢は、私如きには文目も定かではありませんが、厳しいということだけは感じます。とはいえ、才能に溢れ、努力を惜しまないファカルティの皆様が、これからも立派に道を切り拓いていくことと信じております。



## 松下淳一

(まつした・じゅんいち)

私は、法科大学院が発足した2004年4月に本学に着任し、本年3月末を以て退職しました。20年間在職したことになります。

この間、大変優れた同僚の先生方と一緒にすることができ、様々なご教示を頂くことができ本当に幸せでした。また事務の方にも諸々お世話になりました。まずは本研究科の教職員の皆様に心から御礼を申し上げます。

学部及び大学院(法科大学院と綜合法政)では、主として民事訴訟法、倒産法関係の授業を担当しました。この授業を聴いてよくこんな高度な質問ができるなど感心したり、こちらの説明が拙いと素直にわかりませんという表情をしてくれたり、授業で優秀な学生と接することができたのはとてもありがたいことでした。教室で一番鍛えられたのは私自身であると思っております。弁護士の先生と共同で法科大学院の授業を担当したのは、刺激に満ちた経験でした。着任して間もない頃は、法科大学院での対話式の授業の進め方で悩み、どうしたら教育効果が上がるだろうかとあれこれ考えたのは懐かしい思い出です。

また、2020年度及び翌2021年度には、新型コロナウイルスの感染防止のために完全オンラインで授業をするという、それまでに経験したことのない試練もありました。パワーポイントのスライド作りにいろいろ工夫を凝らした(けど成功したかどうかは定かではない)のは、比較的新しい思い出です。

素晴らしい人的環境と図書等の施設とに恵まれながら、十分な研究成果を挙げるができなかったのは心残りですが、今後も研究を続けていきたいと思っております。

末筆ながら、教職員の皆様のご健勝と、本研究科のますますの発展とをお祈りしています。



## 大澤 裕

(おおさわ・ゆたか)

3月末日をもって、東京大学を早期退職いたしました。着任したのは2007年4月でしたから、在籍期間は17年となりました。この間、素晴らしい教育・研究の場を与えていただきました。それにもかかわらず、できたことの乏しさには恥じるばかりですが、その中から、自分なりに努力し、その努力が何かの実を結んだと思われることを探し出すとすれば、その1つは、授業や演習を通じて出会うことができた優秀な学生の方々から何人かを刑事訴訟法研究の途へと導くことができたことでしょうか。東京大学を離れても、引き続き彼等と同じ途を歩むことができることは、私にとって大きな励みです。

17年間を振り返って、本筋の教育・研究以外の場で多くの汗（そして「涙」）を流したように思います。そのような時と場は様々ありますが、忘れ難いのは、2019年4月から2022年3月まで研究科長・学部長の職を務めた3年間です。1年目で年中行事をマスターすれば、2年目以降はきっと楽になるとの就任時に抱いた期待は、1年目終盤に襲来した新型コロナウイルス感染症によって敢え無く砕け散り、2年目、3年目は、コロナ禍という未曾有の事態への対応に追われる厳しい日々となりました。そのような日々を今から振り返るとき、1つ感慨深く思い起こされるのは、2020年度夏学期のオンライン授業です。学期開始直前に急遽方針が決まったにもかかわらず、そしてまた、大部分の教職員、学生にとって全くといっていいほど馴染みがない授業形式であったにもかかわらず、大きな混乱なく最後までそれをやり通すことができたことは、奇跡とも思えます。研究科・学部の全ての構成員が力を合わせればこれだけのことができるという貴重な実験例ともいえるかもしれません。

4月からは、早稲田大学に籍を移しました。今後は、大学教員本来の教育・研究活動に汗を流すつもりです。

最後になりますが、お世話になった同僚教員、事務職員の皆様、授業や演習を盛り立ててくれた学生の皆様、そして外部から研究科・学部を見守り、支援いただいた卒業生の皆様に心より御礼を申し上げます。今後は、外部からになりますが、研究科・学部の発展を引き続き見守りたいと思います。



広がる学生の学び



## ルーヴェン・カトリック大学 サマースクールへの学生派遣が始まりました

Leuven 駅前広場

本誌 33 号でご紹介しましたように、国際交流協定を結んだルーヴェン・カトリック大学法学部の LL.M. サマースクールへ学生を派遣するプログラムが始まりました。本年は、学内選考を経て、2 名の法科大学院生が派遣されました。派遣者には、同号でご紹介した法学部伊藤良昌奨学基金から旅費補助のための奨学金が支給されています。

参加した法科大学院 3 年のレポートから、ご本人の了解を得て、その一部を紹介いたします。浅沼泰成さんのレポートです。

沖野真己（教授・民法）



今回、私が派遣していただいたサマースクールは、ベルギーの Leuven という街にある KU Leuven で実施されました。Leuven は、ブリュッセルから 30 分程度でアクセスできる大学街で、街の中心部にある市庁舎をはじめとして様々な美しい建物がある街です。街の雰囲気は落ち着いていて、非常に快適に過ごすことができます。

サマースクールは、EU 法と国際法をテーマに実施されていますが、KU Leuven では、EU 裁判所の裁判官や EU 法や国際法で著名な先生方が教鞭をとっておられます。EU 法の本場で最先端のことを扱っておられる先生方の貴重な講義を受けることができ、大変勉強になりました。European Commission や EU 裁判所での実務経験がある先生方の講義を受けられたことは、ベルギー唯一の大学である KU Leuven だからこそ得られた特別な経験だったと感じています。また、国際法では、昨今のウクライナ情勢を踏まえた講義が展開されました。ヨーロッパではウクライナ情勢がより身近な問題として考えられているように感じていた中で、実際にウクライナ問題に焦点を当てながら国際法を学ぶことができたことは、私にとって一生の財産です。EU 法と国際法のどちらも充実した講義内容であったため、サマースクール終了後もベルギーに残って講義を受け続けたいと強く感じ、帰国しなければならないことが本当に残念でなりません。どちらの分野についても、今回得た刺激を忘れず、今後も勉強を続けていきたいと思っています。

浅沼泰成（法科大学院 3 年）



1) KU Leuven 法学部の建物 2) EU 議会  
3) KU Leuven 図書館 4) Berlaymont (European Commission)

※所属、学年は執筆当時のものです

# オーストラリア国立大学(ANU)との学生交流覚書締結

本研究科は、ANU College of Law（オーストラリア国立大学法学部・大学院法学研究科・法科大学院、ANU CoL）と学生交流覚書を締結し、本年3月27日、山本隆司研究科長とANU交流担当教員がANUを訪問し、調印式に臨むとともに、今後の具体的な交流の計画や、共同研究の可能性について意見交換が行われました。ANUは1946年に設立され、首都キャンベラに位置し、オーストラリアで最も優れた大学と評価され、国際的にも高い評価を得ています。東京大学とANUとは大学全体で国際交流協定や戦略的パートナーシップ協定を締結しており、そのもとで本研究科でも博士課程学生などの若手研究者のANU CoLへの派遣やANU CoLの学生のサマースクール（グローバル・ビジネスロー・サマープログラム）への受入れを独自に行ってきました。このたび、全学の協定と並んで、部局である研究科間で学生交流覚書を締結することで、ANU CoLのLLMプログラムを含め、正規の学生の授業料免除での受入れが可能となり、多様な学生交流が可能になります。ANU CoLとの間では、共同研究プロジェクトが進行中です。今回の覚書

締結や訪問が、アジア・オセアニアにおける教育研究交流、グローバルなネットワーク形成・展開に寄与するものと期待されます。

沖野眞己（教授・民法）



# 大学対抗交渉コンペティションにおける東大チームの活躍

本コンペティションは、グローバルな世界で新しい価値を創造し対立を乗り越えることができる交渉者の育成を目的に本学など4大学により設立され、今年で22回目となる我が国最大の大学対抗仲裁・交渉コンペティションです（公式ホームページ：<https://www.negotcom.jp/>）。

今年も20校を超える内外有力大学が参加し、宇宙ビジネスを題材にハイレベルな戦いを繰り広げました。運営や審査には内外の研究者、実務家、大会OBOGがボランティアとして多数参加しており、住友グループ広報委員会や法務省等の後援も得て完成度の高い大会運営が行われています。

法学部演習「現代法過程論」所属学生主体の東大チームは、2019年の総合優勝以降はシンガポールなど海外勢の後塵を拝してきましたが、それでも昨年は英語部門（交渉）国内1位と

なりローマでの国際大会に日本代表として参加したほか、今年は4年ぶり10回目の総合優勝に輝きました。部門賞も、日本語部門（仲裁）最優秀賞に加えて英語部門（仲裁、交渉）最優秀賞も獲得し、再び国際大会に参加できる見込みです。学部における交渉教育や国際化への取組みが一定の成果を挙げたものと考えられますが、本学の学生には、成績のみならず、国際性や品格の陶冶、多様性の包摂といった面での更なるリーダーシップ発揮も期待されています。

今後とも本コンペティションおよび東大チームに対するご支援をよろしくお願いいたします。

平野温郎

（教授・国際ビジネス法／  
ビジネスロー・比較法政研究センター）



ローマでの国際交渉コンペティションに参加し、優勝したイングランドチームと対戦した東大英語チーム代表（六車梨夏・福嶋海）



表彰式後に教員とOBOGを含めた東大チーム全体で歓喜した様子（'23齋藤・ローソン・フットゼミ総大将、法学部3年窪田隆平・寺嶋琴）

# 英国最高裁判所 Reed長官講演会

2023年11月28日、英国最高裁判所のリード長官 (Robert John Reed, Lord Reed of Allermuir) をお招きし、“Success in the Law: A Personal View” と題する講演をいただいた。

リード長官は、エジンバラ大学卒業後、オックスフォード大学で博士号を取得された。法廷弁護士・検察官として多様な事件を手掛けるとともに、裁判官として、英国内のほか、欧州人権裁判所・香港終審法院でも活躍されてきた。2012年に英国最高裁判所・裁判官に就任し、2020年に長官に任命された。

講演では、法曹としてのキャリア形成にとって、様々な経験を積むこと、キャリア・パスを柔軟に考えることの重要性が指摘された。大学での研究・教育経験が法曹の仕事に役立ったこと、裁判官の仕事にとって法廷弁護士・検察官の経験や行政・立法府での活動が有益であったことが、実例をもって示された。そして、法曹として成功には専門家としての誠実さ・高潔さ (integrity) の維持が重要であること、法曹は他人の行動に重大な影響を及ぼすという特権 (privilege) を有する一方、それに伴う責任があることが指摘された。最後に、成功した法律家も様々な挫折を経験してきたのであり、努力を続けることが法曹としての成功をもたらすことが強調された。

講演後、学生からは、日英の法曹のキャリア・パスの違い、

司法と立法・行政の関係などに関する数多くの質問がなされた。その1つ1つに、リード長官は丁寧に応じられ、講演会は予定時間を20分以上も超過することになった。有意義な機会を提供してくださったリード長官に対し、研究科を代表して感謝申し上げます。

加毛明 (教授・民法)



# 明治新聞雑誌文庫への資料寄贈の貢献により 松岡正樹氏が東京大学稷門賞受賞

東京大学の発展に貢献した個人、法人又は団体を顕彰する2023年度東京大学稷門 (しょくもん) 賞に、大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫 (以下、明治文庫) へ資料寄贈で長年貢献されている松岡正樹氏が選ばれました。

明治文庫は、明治から昭和戦前期までの新聞雑誌を収集、保存し、学内外へ広く公開、利用に供しています。松岡氏は、2004年から現在に至るまで20年もの年月に渡って、明治文庫への資料寄贈を続けられています。松岡氏は資料の寄贈に当たって、丹念に調査され、明治文庫で所蔵のない新聞、雑誌、欠号に絞って、資料をご送付いただくという、非常にありがたいご配慮をいただいております。寄贈された資料には、当時の商業ルートに乗らない業界新聞、発行部数の少ない地方の新聞など、国会図書館等他館でも所蔵していない稀少な資料が多く含まれています。

メディアが多様化された現在と異なり、明治期の議論のやりとりや世論の形成は、新聞雑誌といった活字メディアが大きな役割を担い、研究には必要不可欠です。新聞雑誌は、欠号なく揃えて残すことが難しい資料ですが、欠号は、当時の議論の理解を半ばとしてしまいます。この欠号を発見、ご寄贈くださる松岡氏の貢献は、まさに歴史の空白を埋めるものであり、近代



史研究全体への貢献といえましょう。

松岡氏の、寄贈に当たっての調査とその労をいとわぬ行動に、山本研究科長をはじめ多くの先生方が感銘を受け、関係者の尽力により、今回の受賞となりました。今後も明治文庫は、収集された資料を後世に確実に引き継げるよう保存し、また多くの方により一層活用いただけますよう、努力してまいります。

吉井初巳 (明治新聞雑誌文庫)

## さまざまな 研究プログラム

### 先端融合分野研究シンポジウム 法と脳科学の融合研究への挑戦 —量刑の法的判断と感情



本研究科に設置されている先端融合分野研究支援センターでは、文理融合研究の社会実装を目指して、法学・政治学の研究者と理系の研究者が共同して様々な研究を行っています。

その中の研究の一つは、「刑事事件の量刑判断を行う際に、人間の脳はどのように活動しているのか？法的素養のある者と法的素養のない者との間で、脳の活動にどのような違いがあるのか？」という疑問に、MRIを用いた実証実験で迫るというものです。今回は、この研究の成果を公開する目的で、2023年9月30日（土）に「法と脳科学の融合研究への挑戦—量刑の法的判断と感情」と題するシンポジウムを対面（法文2号館31番教室）とオンラインのハイブリッド形式で開催しました。

当日は、法学政治学研究科長・法学部長である山本隆司教授が冒頭挨拶を行った後、本研究科の加藤淳子教授（政治学）と浅水屋剛助教（脳科学・MRI研究、現在は一橋大学社会科学高等研究院講師）が、脳科学分野の専門誌に掲載された英語論文（Effective connectivity and criminal sentencing decisions: dynamic causal models in laypersons and legal expert, *Cerebral Cortex*, Volume 32, Issue 19, 2022, Pages 4304–4316）の内容について報告しました（なお、本論文はオープンアクセス化さ

れており、インターネットで容易に取得できます）。

その後、稗田雅洋氏（早稲田大学教授、元裁判官）、清野憲一氏（前橋地方検察庁検事正、現在は高松地方検察庁検事正）、久保有希子氏（弁護士）、小池信太郎氏（慶應義塾大学教授）にご登壇頂き、本研究科の樋口亮介教授（刑法）がモデレーターを務める形で、パネルディスカッションを行いました。登壇者からは、「今回のMRI実験に基づく研究成果は、法律実務家の感覚とも合致する」、「次回は、実験の中で他人と議論する時間を設けるなど、裁判員裁判の評議により近づけた実証研究をしてほしい」といった好意的な意見が出されました。

当日の参加者は、対面が約110名、オンラインが約560名であり、先端融合分野研究に対する関心の高さがうかがわれました。

成瀬 剛（教授・刑事訴訟法）

### 研究会

## 行政のデジタル化の現況と 法制面の課題

—デジタル臨時行政調査会の活動に寄せて

科研究費基盤研究（A）「デジタル時代の『公共』をめぐる法と政治の相互作用に関する研究」（宍戸常寿教授代表）および基盤研究（C）「行政過程におけるデジタル情報技術の使用と行政法総論の双方向的考察」（山本隆司教授代表）のプロジェクトの一環として、2023年9月29日（金）に、研究会「行政のデジタル化の現況と法制面の課題—デジタル臨時行政調査会の活動に寄せて」を、対面・オンラインのハイブリッド方式で開催しました。巽智彦准教授（行政法）による報告に次いで、渡部友一郎氏（Airbnb Japan株式会社 Lead Counsel / 日本法務本部長弁護士）と、稲谷龍彦氏（京都大学法学研究科教授）がコメントを付されました。2019年のデジタル行政手続法改正、2021年のデジタル関連諸法によるデジタル庁の設置や脱書面押印、2023年のデジタル規制改革推進法によるデジタル法制局の仕組み構築や脱フロッピーディスクなど、幅広い話題について様々な角度から議論されました。国・地方の行政の現場で働かれている方々も含めて多くの参加者があり、討論は大いに盛り上がりました。

宍戸常寿（教授・憲法）

## デジタル・アーキテクチャと 法に係る共同調査研究の 活動について

本研究科と独立行政法人情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）は、デジタル・アーキテクチャと法の相互作用について検討を深め、その検討成果を

デジタル・アーキテクチャの設計・評価・改善に資するよう、2022年度から共同調査研究を実施しています。その一環として、2023年1月18日に、「デジタル・アーキテクチャと法に関するシンポジウム—デジタル・アーキテクチャの社会実装・運用に係る諸問題」を開催しました。このシンポジウムの概要とパネルディスカッション・質疑応答が、NBL 編集部のご厚意により、NBL1246号（2023年7月15日号）に掲載されています。

また、10月18日（水）には、フランスからムスタファ・メキ教授（パリ第1大学）とジェラルディーン・ゴフォー＝カルボー教授（オルレアン大学）をお招きして、ハイブリッド方式で、研究会「フランス・デジタル私法の最前線」を開催しました。暗号資産およびNFTアートについてご講演をいただき、先端的事象を基本的な概念・制度で分析しようとするフランス私法学の営みが実演されました。平日夕刻にもかかわらず60名を超える聴衆を得て、活発な質疑が展開されました。

このほかにも、本共同調査研究においては、分科会に分かれて多数の研究会が行われています。



年がない大盛況となり、当日の映像は研究科 YouTube チャンネルでも期間限定公開しました。

近年の法務部門は経営・事業のパートナーであることをそのミッションに掲げるようになってきていますが、未だ経営との間に存在する距離を克服しつつ企業法務のベストプラクティスを実現していくには何が必要か、日本を代表する経営者との対話を通じて探りました。平野温郎教授に続き三井物産代表取締役社長・CEOの堀健一氏による「経営から見た法務部門の重要性と法務人材の活躍の可能性」、松井智予教授による「法務とサステナビリティ」の各講演後、パナソニックホールディングス取締役・グループゼネラルカウンセル少徳彩子氏、EY 弁護士法人ディレクター前田絵理弁護士も加わってパネルディスカッションを行いました。

いずれの日も会場で、あるいはオンラインを通じた学生からの質問が相次ぎ、大変有意義な機会となりました。

オルテガ マリア

（助教 ビジネスロー・比較法政研究センター  
ビジネスロー部門）



## 第9回 ビジネスロー講演会、 第67回 比較法政シンポジウムを ハイブリッド開催しました

2023年10月5日に、スリーエムジャパン代表取締役社長の宮崎裕子氏をお迎えして第9回ビジネスロー講演会「弁護士から企業内法務部、そして代表取締役へ—リーガルマインドを軸に自分のキャリアを歩む」を開催しました。いわゆる VUCA の時代において、リーガルマインドという法学を学んだ者ならではの武器を人生のさまざまな場において活かしていくことの意義を、ご自身の経験や実践的な内容をふんだんに盛り込んだインタラクティブな講演を通じて次世代法曹に向け発信して頂きました。

続く2023年11月7日には第67回比較法政シンポジウム「トップマネジメントと共に考える企業法務の未来」をハイブリッド形式で開催しました。参加者が300名を超えるという近



## 『行政法の基礎理論』

——複眼的考察』

(日本評論社、2023年2月)

太田匡彦・山本隆司 [編著]

本書は、法律時報 92 巻 9 号 (2020 年 8 月) から同 94 巻 5 号 (2022 年 5 月) にわたって連載された論攷を取めたものです。行政法 (学) は、変転する社会状況・政策的要請に対応すべく多様に展開する行政活動・行政組織を把握し、それを法により規律づけるためにも、自らが憲法原理に基礎づけられたものであるためにも、自らに関する理解可能性 (見通しの良さ) を確保するためにも、一定の基礎理論を必要とします。本書に収録された論攷は、この基礎理論に関わると各論者が考える問題を自らの関心に基づき考察したものです。

本書には、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科から行政法研究者へ進んだ方々の論攷が多く収められています。編者の 2 人のほか、飯島淳子、興津征雄、島村健、巽智彦、西上治の各氏です (他大学出身の研究者では須田守、原田大樹、米田雅宏の各氏が執筆しています)。本書では、皆様がかつて学生として行政法の授業を聞いたときにはおそらく論じられていなかった問題、所在だけは耳にしたかもしれない問題、当時から議論されていたものなお解かれていない問題など、多様な問題が論じられています。後輩、同級生、先輩がどのような問題に取り組んでいるか、自分が勉強した頃の行政法からどう変化しているか、実践に資する観点はないか、様々な関心から皆様に本書を手にとっていただけると幸いです。

太田匡彦 (教授・行政法)



## 『金融商品取引法』

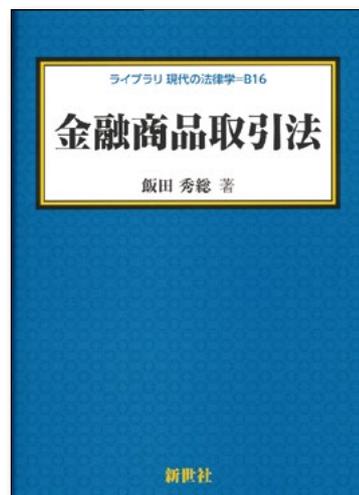
(新世社、2023年4月)

飯田秀総 [著]

主に法学部生および法科大学院生の金融商品取引法 (金商法) の講義の教科書として使用することを想定して本書を執筆しました。金商法は、資本市場の基本法ですけれども、条文が日本語として読みにくかったりしますので、講義で使っていた設例を随所に用いることで規制の内容について読者が具体的なイメージをできるようにする工夫をしました。また、本書では、各規制・制度の基礎的な考え方の説明に力点を置くことにし、内閣府令等の詳細な説明を省略することで、400 頁台の分量に収めるようにしました。基礎的な考え方を理解していれば、詳細な制度について読者が自ら調査できるだろうと考えました。また、金商法は、毎年のように重要な改正がされますので、本書を出版した途端にその内容が陳腐化していくのは不可避ですから、たとえ改正があっても通用する基本を提示することを意識しました。これらの試みが成功したかどうかについては、読者からのご批判を仰ぎたく存じます。

本書は、東京大学大学院法学政治学研究科の寄付講座「金融商品取引法 (野村財団)」の成果物です。公益財団法人野村財団の関係者各位に心より御礼申し上げます。同寄付講座による授業にゲストスピーカーとしてお招きした第一線で活躍する実務家・研究者から学んだことや、同講義の受講生からの鋭い質問などをふまえて本書を執筆しました。同講義に関わってくださった全ての方に感謝申し上げます。

飯田秀総 (教授・商法)



# 『ウクライナ動乱』

——ソ連解体から露ウ戦争まで——

(筑摩書房、2023年7月)

松里公孝 [著]

露ウ戦争が始まってから様々な本が出版されましたが、日本では専門家の数が少ないため、戦場であるはずのウクライナ自体を扱ったものは多くありません。私は旧社会主義諸国を研究してきましたが、ウクライナについて最も詳しいので、日本社会に対する説明責任を果たしたいと思いました。といっても、欧米の学術雑誌に発表してきた諸論文を、くだけた日本語に翻訳したのが本書です。

ウクライナ、クリミア、ドネツク州の1991年以降の現代史を紹介し、2014年ユーロマイダン革命、それ以後の危機を説明しております。特に強調するのは、戦争の原因は米露間の闘争ではなく、ソ連水準さえ回復できない旧ソ連諸国の経済だということです。低い生活水準が民族主義やポピュリズムに格好の土壌を与え、それへの抵抗が分離運動を生んでしまうのです。

ソ連が分裂して30年以上経っても、露ウの政治は切り離されていません。日中関係が悪いからといって、中国のテレビに日本の野党が出演して日本政府を批判するなどということが考えられるでしょうか。露ウ間では、これは当たり前の現象でした。戦争が始まってからも、両国の総司令部の戦況報告は、国民が敵国の総司令部の報告も知っているということを前提になされます。

本書の内容は日本のマスコミの報道とはずいぶん違うので驚かれるかもしれません。著者としては、ロシア、ウクライナの善悪判別のためではなく、普通の歴史書・物語として読んでいただきたいです。

松里公孝 (教授・旧社会主義圏の政治)



# 『リーガル・ラディカリズム』

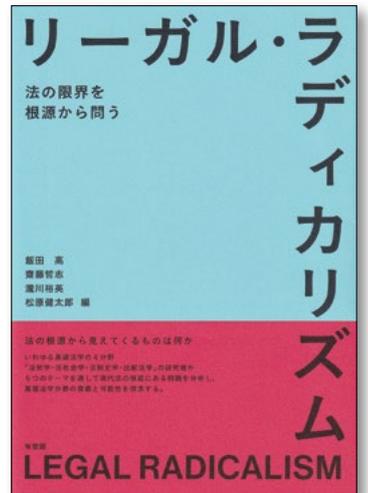
——法の限界を根源から問う——

(有斐閣、2023年8月)

松原健太郎 [著]

「ラディカル」という言葉は「根」を意味する radicus というラテン語を語源にもち、丸山真男の言葉を借りれば、「本来「事物の根源から」という意味」をもつ(本書「序」)。往々にして「基礎法学」諸分野として実定法学と対比される法哲学、法社会学、法史学、比較法学の論者が、法学的諸議論の「基礎」なり「根源」に存すると思われるいくつかの問題について多角的な議論を試みている。こうした諸議論を「ラディカリズム」の名のもとに行うのは、寄稿者の一人 Kinch Hoekstra 教授が笑って述べた所によれば「(英語でも過激、急進的、といった含意が強くなっている)ラディカルという言葉のラディカルな解釈」「radical interpretation of the term radical」ということである。

何を「根源」に存する問題として扱うか、複数の論者が有意義な連関を持ち得る議論を行い得るかがここで勿論重要となる。考えられたのは、一方で個別の法的事案で直接扱われる問題と違って多様なアプローチを許す抽象度を有し、他方でしかし十分に具体的で、異なる分野の研究者が相互に刺戟を与えあえる、望むらくは実定法研究者・実務家の関心にとっても根本的と思われる問題、ということであった。扱われたのは：I ルールの破り方；II デモクラシーと戦争；III くじ引きの使い方；IV 死者の法的地位；V 人の等級；VI 法の前の神々、というものである。収録された諸議論のここでの成否はともかく、今後更なる議論の深化につながるようであれば幸いである。



松原健太郎 (教授・東洋法制史)



## 第22回 ホームカミングデイ

2023年10月21日（土）の第22回東京大学ホームカミングデイでは、法学部は法文1号館22番教室にて下記の企画を行いました。

### 「立憲政治」について考える

◎講演「なぜ日本国憲法は改正されてこなかったのか？」

【登壇者】境家史郎教授

◎シンポジウム「立憲」と「政党」——近代日本における立憲主義の来歴」

【登壇者】五百旗頭薫教授、苅部直教授（司会を兼ねる）、松本洵助教

キャンパスが平常に戻り、上記の対面実施企画にも、22番教室の席の大半が埋まるほどのOB・OGの皆様にご来訪いただきました。私はその専攻ゆえに、立憲政治について政治学・歴史学からアプローチする講演とシンポジウムを、一人の参加者としてもたいへん興味深いもの、考えさせられるものとして聞きました。

法学部ではまた、ホームカミングデイのオンライン企画としてシンポジウム「法と脳科学の融合研究への挑戦 量刑の法的判断と感情」（8頁参照）も再配信いたしました。

2024年度のホームカミングデイでも多数のOB・OGの皆様とお会いすることができましたら幸いです。

小島慎司（教授・憲法）



## 法科大学院が創立20周年を迎えました

東京大学法科大学院は、2024年4月に創立20周年を迎えました。今後、法科大学院教員・学生と修了生の皆様の交流をさらに活性化することができるよう、さまざまな取り組みを行いたいと考えております。9月7日（土）には、法科大学院同窓会と共催で20周年記念のイベントを予定しております。詳細は改めてお知らせいたしますが、是非ご予約をいただけますと幸いに存じます。



### 卒業生委員会事務局からのお知らせ

◎ Newsletter のバックナンバーをWEBサイトにてご覧いただけます

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/newsletter/>

※次回よりNewsletter送付の停止をご希望の方は卒業生委員会事務局までメールまたは電話でご連絡ください。



◎ 卒業生・修了生名簿の登録情報変更のお願い

転居等で住所を変更された方は以下より登録情報の更新をお願いします。メールアドレスの登録や変更もお願いします。

[https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/about\\_registration/](https://www.j.u-tokyo.ac.jp/alumni/about_registration/)



《卒業生委員会事務局への連絡・ご寄附(東京大学法学部振興基金)に関するお問い合わせ》

E-MAIL [alumni@j.u-tokyo.ac.jp](mailto:alumni@j.u-tokyo.ac.jp)

TEL. 03-5841-2776 / 070-3152-9555 (受付時間：平日9:00-17:00)

東京大学 | 大学院法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER

ニューズレター

2024年5月発行 No. 34

【編集・発行】……東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部内



ホームページにも学部のニュースなどが掲載されていますので、ぜひご覧ください！



<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/>